



こんにちは

日本共産党品川区議会議員 区政報告

鈴木ひろ子

事務所 中延2-11-7 TEL3783-8833
区議団控え室(品川区役所内) TEL5742-6818

このニュースについてのご意見、ご要望をお寄せください。

商店街装飾灯 防犯でも大きな役割

電気代補助の増額を

共産党が区議会で取り上げました



(中延商店街)

共産党区議団は7月、区商連(品川区商店街連合会)との懇談を行いました。そこで出された要望「商店街装飾灯電気代の補助金の増額」について23区調査を行い、9・10月の本会議と決算委員会で補助の引き上げを求めました。引き続き実現に向けてがんばります。

商店街の装飾灯は賑わいをつくるだけでなく、地域の防犯、安全のために大切な役割を果たしています。その装飾灯の電気代が商店街にとって大変な負担になっています。

品川の補助率平均30%。増額は商店街の願い
区商連と共産党区議団との懇談会

で、区商連3役の方々から、「共産党が予算要望で装飾灯の電気代補助増額を要望されていてありがたいと思っている。電気代に占める品川区の補助金の割合は平均で30%程度。商店街にとって電気代が大きな負担になっている。党派を超えて補助金の増額に取り組んでいただきたい」との要望が出されました。

23区調査で品川区の補助率は中の下 江戸川区は全額補助

共産党区議団は早速23区調査を行いました。品川は、1本当たり5600円の補助になっているため、装飾灯電気代に占める補助金の割合(補助率)は商店街によって違います。全体の平均で約3割となっています。

江戸川区は全額を補助しており、足立、荒川区が3/4、



練馬区が2/3、文京、墨田、豊島区が1/2となっており、補助率で品川区を上回っているのは7区です。昭和60年から金額補助している江戸川区は「商店街の環境整備、安全安心にもつながっている。管理を商店街にお願している代わりに電気代は区で全額もっている」と述べています。

また、一本あたりの品川区の装飾灯電気代補助年間5600円に対して、中央区は1万5000円、港区は1万3000円、1本あたりの補助額が上回っている区は6区です。品川区は、補助率・補助額で23区中14番目でした。



補助率わずか17%の商店街も

私は中延・旗の台の商店街を回り、実態をお聞きして驚きました。A商店街は補助率は17%しかなく、商店街の予算の27%を占めている。B商店街は20%、またC商店街は25%と電気代に対する補助率は

軒並み3割以下でした。ある商店街では、チェーン店が商店街に加盟せず電気代も払わないで困っている、また、営業が大変になる中、一般の商店も商店会を脱退するケースも出ているなど不況の中、苦勞している実態が出されました。

50%以上の引き上げを！
すべての商店街で補助率
共産党は、10月議会で取り上げ、すべての商店街で補助率50%に引き上げを求めました。区は「近隣区と比較してそ

ん色ない。電気代補助増額は考えていない」と冷たい答弁でした。活気ある商店街のある街は、便利で安全で住みやすく魅力的な街です。その商店街が長く引く不況に加え、燃油高・物価高が追い討ちをかけています。さらに、来年1月からは電気料金の値上げが予定されています。

共産党区議団は装飾灯電気代補助の引き上げをはじめ、商店街の支援強化に引き続き取り組みます。

品川区を上回る 08年9月調査 商店街装飾灯の補助

- 品川区 1本あたり年5,600円。
補助率平均で約30%
- <一本当たりの補助で上回る区：6区>
- 中央区 ①15,000円 か ②3分の1
いずれか高い額
- 港区 1本あたり13,000円
- 江東区 ①7,200円 か ②4分の3
いずれか少ない額
- 目黒区 1本あたり年5,680円
- 大田区 8,300円
- 渋谷区 1本あたり年9,000円
- 片アーチ1基あたり年3万円
アーケード50万円

- <補助率で上回る区：7区>
- 文京区 2分の1
- 墨田区 2分の1
- 豊島区 2分の1
- 練馬区 3分の2
- 荒川区 4分の3
- 足立区 4分の3
- 江戸川区 全額



みなさん、長期計画案に意見をたしましょう

○長期基本計画案の周知

「広報しながわ」(長期計画特集号・10月11日付)は、新聞折り込みされるほか駅などでも入手できます。

全文は、品川区ホームページに掲載されます。また、各地域センター、図書館、区役所の区政資料コーナー、企画財政課などでももらうことができます。また希望すれば郵送されます。

○意見募集中です

募集期間は11月10日まで。応募は、広報についている封筒をご利用ください。手紙やファックス、メールでも受け付けます。

無料 法律・生活相談会

10月23日(木)午後6:30~

会場：鈴木ひろ子事務所
中延2-11-7 TEL3783-8833

生活相談、遺産相続、立ち退き、離婚、保育園入園、医療や介護などどんなことでもお気軽にご相談ください。

